

「境界問題相談センター愛媛」オンライン調停手続等実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、境界問題相談センター愛媛規則（以下「規則」という。）第28条第4項、第36条第2項及び第42条第2項のオンライン調停等の実施に関し必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、規則において使用する用語の例による。

(使用するウェブ会議システム等)

第3条 オンライン調停手続等は、Zoom、Microsoft Teams、その他のウェブ会議システム等を使用して実施する。

2 前項のウェブ会議システム等は、常に最新版にアップデートされた状態で使用するものとする。

(端末のセキュリティ)

第4条 オンライン調停手続等においてウェブ会議システム等を使用して期日に参加する当事者及び関与員は、セキュリティソフトが導入されているか又はOSが最新のバージョンにアップデートされた端末を使用しなければならない。

(禁止事項)

第5条 当事者は、オンライン調停手続等において、期日における手続の内容を録音、録画、放送又は公衆送信してはならない。

2 当事者及び担当関与員は、許諾を得ていない第三者が視聴できない環境で参加しなければならない。

3 担当関与員は、オンライン調停手続等を実施する最初の期日の冒頭において、前2項の内容を説明しなければならない。

4 オンライン調停手続等を利用する当事者は、第1項及び第2項の規定を遵守する旨の誓約書を受付面談手続の申込と併せてセンターに提出しなければならない。

(当事者が県外に在住する場合のオンライン調停等の実施)

第6条 オンライン調停手続等の実施を希望する当事者が県外に在住する場合は、その当事者は、近隣の土地家屋調査士会の境界問題相談センター等の施設を利用し、オンライン調停手続等を実施することが出来る。

- 前項のオンライン調停手続等を実施する場合は、日本土地家屋調査士会連合会作成の「境界問題相談センター遠隔地調停等実施要領」を遵守しなければならない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、運営委員会と協議の上、本会の理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

本規程は2024年12月20日から施行する。